

## 富山大学附属図書館規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学学則第11条第2項の規定に基づき、富山大学附属図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 図書館は、富山大学の理念・目標に基づき、教育及び研究に必要な図書、雑誌、データベースその他の資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、管理し、職員及び学生の利用に供することを目的とする。

(中央図書館及び分館)

第3条 図書館に、中央図書館のほか次に掲げる分館を置く。

- (1) 医薬学図書館
- (2) 芸術文化図書館

(館長)

第4条 国立大学法人富山大学学則第29条に基づき、図書館に館長を置く。

- 2 館長は、理事、特命理事又は副学長の中から学長が任命する。
- 3 館長は、学長の命を受け、図書館の管理運営を統括する。

(分館長)

第5条 分館に分館長を置く。

- 2 分館長は、第7条第1項に定める医薬学図書館運営委員会又は芸術文化図書館運営委員会の意見を聴いて、附属図書館長が推薦し、学長が任命する。
- 3 分館長は、分館の管理運営を掌理する。
- 4 分館長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 分館長が欠員となった場合、後任の分館長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第6条 図書館に富山大学附属図書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、館長が図書館に関する重要事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする
- 3 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(中央図書館及び分館の運営委員会)

第7条 中央図書館、医薬学図書館及び芸術文化図書館（以下「各館」という。）にそれぞれ中央図書館運営委員会、医薬学図書館運営委員会及び芸術文化図書館運営委員会（以下「各館運営委員会」という。）を置く。

- 2 各館運営委員会は、館長又は分館長が各館に関する重要事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- 3 各館運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(利用規則等)

第8条 この規則に定めるもののほか、図書館の利用、図書館資料管理等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年2月6日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において分館長であった者については、この規則により選考されたものとみなす。ただし、任期については第5条第4項の規定に関わらず、この規則適用前の分館長としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年8月8日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。